



平成30年12月14日

河川敷地における土地占用料の誤徴収について

北海道開発局が管理する一級河川のうち、鷗川及び沙流川の国有河川敷地において、国が徴収した農耕地に係る土地占用料の単価算定に誤りがあり、占用者の皆様から本来徴収すべき額と比べ、徴収不足や過徴収があったことが判明しましたので、お知らせいたします。

現在、占用者の皆様に対して誤徴収に至った事情等を順次説明しておりますが、今後、皆様のご理解とご協力を得て、土地占用料の追加徴収と還付金の支払手続を適切に行ってまいります。

ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう、再発防止に取り組めます。

事案の概要 別紙のとおり

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
建設部 建設行政課 課長補佐 神山 孝治（内線5343）
上席建設行政専門官 山岸 丈洋（内線5349）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



河川敷地における土地占用料の誤徴収について

1 判明の経緯

一級河川鷗川及び沙流川を管理する北海道開発局室蘭開発建設部において、平成30年度の土地占用料単価の改定作業に当たり、過年度の単価を確認したところ、平成26年度から29年度までの4年間にわたって農耕地単価の算定誤りがあり、占用者の皆様から本来徴収すべき土地占用料の額と比べ、徴収不足や過徴収があったことが判明したものです。

2 単価算定誤りの内容と誤徴収金額の内訳

| | 徴収不足額 | 過徴収額 |
|---------------------------|------------|----------|
| 1 m ² 当単価の算定誤り | 2,540,596円 | — |
| 単価改定せず前年と同額で算定 | 2,870,919円 | 521,263円 |
| 合計 | 5,411,515円 | 521,263円 |

3 市町村別の対象者数と誤徴収金額の内訳

| | 対象者 | 徴収不足額 | 過徴収額 |
|------|------|------------|----------|
| むかわ町 | 70者 | 3,725,892円 | 507,129円 |
| 日高町 | 8者 | 802,173円 | — |
| 平取町 | 46者 | 883,450円 | 14,134円 |
| 合計 | 124者 | 5,411,515円 | 521,263円 |

4 今後の対応

現在、占用者の皆様に対して誤徴収に至った事情等を順次説明しておりますが、今後、皆様のご理解とご協力を得て、土地占用料の追加徴収と還付金の支払手続を適切に行ってまいります。

5 再発防止策

これまで各開発建設部で行っていた農耕地に係る土地占用料の単価算定事務については、今後、本局に集約した上、各開発建設部での再確認を行うほか、単価の履歴管理により占用料の算定誤りが発生しないよう取り組みます。